

障害児通所支援事業等指定申請の手引

児童発達支援
(児童発達支援センター)
放課後等デイサービス
保育所等訪問支援
居宅訪問型児童発達支援

令和5年3月改正
和歌山県障害福祉課

【 目 次 】

I 指定申請の概要	1
II 指定の要件	1
III 指定申請及び届出等の手続き	
1. 指定申請の手続き	1
2. 業務管理体制の整備に関する届出	3
3. 事業の開始届	4
4. 変更届出の手続き	4
5. その他の届出の手続き	5
6. 指定の取消し	5
7. 指定の更新	5
8. 問い合わせ・提出先一覧	7
IV 各障害福祉サービス事業について	
1. 児童発達支援	8
2. 放課後等デイサービス	11
3. 保育所等訪問支援	13
4. 居宅訪問型児童発達支援	14
V 参考事項	
1. 資格要件について	15
2. 児童福祉法に規定する欠格事項について	20
3. 用語の定義	22
4. 和歌山県条例	23

I 指定申請の概要

児童福祉法に規定される障害児通所支援を提供する事業者・施設は、支援の種類及び事業所ごとに、指定を受ける必要があります。

この手引きは、児童福祉法に規定する事業の指定を受けようとする事業者のため、指定手続に係る基本的事項をまとめたものです。

- ※ 事業所の所在地が和歌山市内にある場合は、和歌山市障害者支援課へご相談ください。
- ※ 指定特定相談（計画相談）支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を受けるための申請の手順は、事業所の所在する市町村へお問い合わせください。

＜障害児通所支援＞

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

II 指定の要件（児童福祉法第21条の5の15）

指定障害児通所支援事業者になるためには、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ①申請者が法人格を有していること。
- ②事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が厚生労働省令、和歌山県条例で定める基準を満たしていること。
- ③厚生労働省令、和歌山県条例で定める基準に従って適正な事業の運営ができること。
- ④その他児童福祉法第21条の5の15第3項第4号から第14号に掲げる欠格事項に該当しないこと。

〈条例で定める基準〉（P.23 参照）

- ・和歌山県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年10月5日和歌山県条例第73号）

〈指定障害児通所支援事業者の指定基準に係る解釈通知〉

- ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）

III 指定申請及び届出等の手続き

1 指定申請の手続き

準備

◆事業所立ち上げ準備

- ①法人格の取得

定款に事業目的が記載されていない場合は、目的変更登記を済ませてください。

【記載例】児童福祉法に基づく障害児通所支援事業又は障害児通所支援事業 等

- ②指定基準（人員基準・設備基準・運営基準）の確認、関係法令の確認、必要書類の作成
※関係法令等の確認

- ・【建築基準法】

使用予定物件の用途が適合しているかを建築部局に確認してください。

- ・【消防法】

消防設備等の設置等の必要性について、消防部局に確認してください。

- ・【都市計画法】

市街化調整区域で事業をする場合、開発許可が必要となりますので、建築部局と

手続きをしてください。（市街化調整区域でない場合は確認不要です。）

- ・【和歌山県福祉のまちづくり条例】

建物を新築若しくは新設又は増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをしようとする場合は、当該公共的施設を整備基準に適合しているか建築部局に確認してください。

- ・【その他】

建物所在地の状況（土砂災害危険箇所、津波災害警戒区域、浸水想定区域等）について建築部局等に確認の上、必要に応じて手続き等を行ってください。

③資格要件の確認

人員基準に資格要件がある場合、要件を満たす人員を確保してください。

【注意】児童発達支援管理責任者は以下の研修修了が必要です。

相談支援従事者初任者研修（講義部分）+児童発達支援管理責任者研修
(和歌山県での実施は年1回です。) ※詳しくはP.14～参照

事前協議（標準的な協議期間約30日間）

◆事業所を設置する圏域を所管する振興局に、事前協議書及び必要書類（3部）を持参の上、遅くとも指定希望日の前々月1日までに具体的に実施予定の事業内容等の協議を開始し、前々月の末日までに終了してください。その際、電話で来庁日時を調整し、従業員の配置状況や事業所の平面図等を持参してください。

当該協議の際には、事業計画や支援内容等について説明を求める場合があるので、管理者及び具体的に事業説明のできる方の同席をお願いします。（事前に連絡いただかなければ、担当者不在等により対応できない場合があります。また、賃貸物件の場合は、契約を締結する前にご相談ください。）

申請

◆提出時期

遅くとも予定している指定月の前月5日までに提出してください。なお、5日が閉庁日の場合は、直後の開庁日を締切日とします。

【例】10月1日に指定希望→9月5日までに提出

◆申請書類の提出

①申請書類：指定申請の際に必要な添付書類等は、支援の種類ごとに異なります。各支援の必要書類については、「チェックリスト」を参照してください。

多機能型事業所として一体的に複数のサービスを行う場合には、申請書類は一括で提出してください。

チェックリスト申請書の様式等は、和歌山県のホームページに掲載しています。

（和歌山県障害福祉課HP）

「障害者・障害児 指定事業所等 申請・届出」>「各種 申請・届出様式」）

（https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/shitei_jigyosyo/yoshiki.html）

②提出部数：3部

（正本1部：県障害福祉課、副本1部：所管の振興局、1部：事業所控え）

③提出先：所管の振興局（8. 提出先一覧（P.6）を参照）

※ 申請書は不備があれば、追加・修正をしていただくことがあります。また、

その際は翌々月以降の指定になることがありますので、余裕をもって申請してください。

※ 新規申請時に社会保険及び労働保険の加入状況を確認します。

審 査

- ◆提出書類に基づき指定基準を満たしているかどうか審査をします。

◆指定をする前に現地確認を行いますので、その時点で設備上の不備（指定基準を満たしていない、改修工事が完了していない等）がある場合は、指定予定年月日に指定をすることはできませんので御注意ください。（現地確認の日時は事前に連絡します。）

指 定

- ◆指定通知書等を申請者（法人）宛に郵送します。
指定通知書は再発行しませんので、大切に保管してください。

- ◆指定日は、申請のあった日の翌月 1 日です。

- ◆指定の有効期間は、6 年です。

指定通知書に有効期間が記載されていますので、有効期間が終了するまでの間に更新の手続きを行う必要があります。

指定更新申請書は、指定期間満了の前月の末日までに、所管の振興局へ提出してください。

情報提供・公示

- ◆独立行政法人 福祉医療機構 HP「WAM NET(ワムネット)内の障害福祉サービス等情報公表システム」等で指定事業者の情報提供を行います。

平成 30 年 4 月から「障害福祉サービス等情報公表制度」が始まり、事業者は都道府県知事等に障害福祉サービス等を報告する義務があります。

申請者（法人）のメールアドレスに ID、パスワードが届きますので、ログイン画面から情報入力し、承認申請をしてください。内容の更新も申請者が行ってください。

システムログイン www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do

詳しくは、和歌山県障害福祉課のホームページに掲載しています。

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/shitei_jigyosyo/wamnet.html

- ◆各市町村・関係機関等に通知します。

- ◆新規指定事業者について「和歌山県報」に登載します。

運営状況の確認

- ◆指定から 3か月後を目途に運営状況の確認を行います。

- ◆適宜、実地指導等を行います。

2 業務管理体制の整備に関する届出（児童福祉法第 21 条の 5 の 26）

平成 24 年 4 月から、不正事案の発生防止及び事業運営の適正化を図るため、全ての指定障害福祉サービス事業者等に法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務づけられました。事業者は、法令遵守等の業務管理体制を整備し、届出を行ってください。

なお、事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所又は施設の数に応じ定められています。

また、根拠条文が異なる事業を実施する場合は、それぞれの条文ごとに届出が必要となります。届出先は、法人の主たる事務所の所在地になります。

◇届出書に記載すべき事項◇

届出事項	対象となる事業者
①事業者の名称又は氏名 主たる事務所の所在地 代表者の氏名、生年月日、住所	全ての事業者
②法令遵守責任者の氏名	
③上記に加え「法令遵守規程」の概要	事業所等の数が20以上の事業者
④上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要	事業所等の数が100以上の事業者

3 事業の開始届（児童福祉法第34条の3）

障害児通所支援事業等を開始するに当たっては、指定申請とは別（又は同時）に、「事業等開始届（様式第6号）」を提出する必要があります。

なお、既に障害児通所支援事業等を開始しており、追加で指定申請する場合は、「事業等変更届（様式第6-2号）」を、指定申請と同時に提出してください。

4 変更届出の手続き（児童福祉法第21条の5の20）

指定障害児通所支援事業者は当該事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、その旨を変更の日から10日以内に知事に対して届け出なければなりません。

指定内容変更届出書（**様式第2号**）の「変更があった事項」をご確認いただき、該当する事項がある場合は届出を提出してください。（指定申請の際に指定申請書及び各種付表に記載した事項について変更があった場合に、届出が必要となります。）

ただし、障害児通所給付費の請求に関する事項（報酬・加算に関する体制）に変更がある場合の届出時期等については、下記（2）によります。

（1）変更届出が必要な場合（主なもの）

- ①事業所・施設の名称及び所在地が変更になった場合
- ②申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、住所等が変更になった場合
- ③申請者の定款、寄附行為、登記事項証明書又は条例等が変更になった場合
- ④建物の構造、事業所の平面図、設備の概要が変更になった場合
- ⑤管理者・児童発達支援管理責任者の氏名、住所等が変更になった場合
- ⑥運営規程等が変更になった場合（※定員の変更、従業者の員数の変更は、⑥に該当します。）
- ⑦協力医療機関の名称、契約の内容等が変更になった場合
- ⑧事業者又は事業所の電話番号、FAX番号、メールアドレスが変更になった場合 等

※⑥従業者の員数の変更（従業者の職種、員数及び職務の内容）について

管理者、児童発達支援管理責任者及び加算要件に必要な人員を除く従業員の員数の変更は、当該年度と前年度の比較基準日（4月1日）において従業者が変更している場合に、年1回基準月の末日までに必要書類を提出することで足りるものとします。

（提出期限 4月30日）

※以下の変更は、変更届提出前に事前協議が必要です。

- ①定員（増加）または既に指定を受けている単位数を新たに追加する場合

管轄する県障害福祉課または振興局と事前協議を行った上で、変更予定日の前月5日までに届け出てください。（基本報酬区分が変更するため、「障害児通所給付費の請求に関する届出」も併せて提出してください。）

- ②事業所の所在地(移転)または設備概要・建物の構造を変更する場合

管轄する県障害福祉課または振興局と事前協議し、現地確認を受けた上で、変更のあつた日から 10 日以内に変更届を提出してください。

なお、事前協議時と完成後の状況が全く異なる場合、基準等を満たさなかった場合及び変更日までに内装等完成していない場合などについては、当該所在地でのサービス提供及び変更は認められません。

(2) 障害児通所給付費の請求に関する届出（「障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書」（様式第5号及び様式第5号別紙）を提出）

※別途 加算に係る様式がある加算については加算別紙も添付。（添付資料等は県ホームページ「（児）加算別添付資料一覧」参照）

①届出に係る加算等の算定

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、利用者や指定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月 15 日以前になされた場合には翌月 1 日から、16 日以降になされた場合には翌々月 1 日から、算定を開始するものとします。（15日が閉庁日の場合は、直後の開庁日が締切日）

②加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨の届出を行ってください。

なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとします。

③前年度の実績により算定することが要件とされている加算等について

4月1日から算定する場合、4月15日までに届出を行ってください。

例）（児童発達支援）未就学児等支援区分等

※加算等算定要件の変更（人員の入れ替え等）の場合は、変更日から 10 日以内に「変更届」（様式第2号）及び「障害児通所給付費の請求に関する届出」（様式第5号及び様式第5号別紙）どちらも提出してください。

(3) 変更届出又は、給付費算定に係る体制等に関する届出に必要な書類及び受付場所

「変更届出書」又は、「給付費算定に係る体制等に関する届出書」に必要事項を記入の上、変更があった事項に関連する書類を添付し、所管の振興局（8. 提出先一覧を参照）に提出してください。

5 その他の届出の手続き

(1) 廃止・休止する場合（児童福祉法第21条の5の20）

指定障害児通所支援事業者は、当該通所支援の事業を廃止し又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、知事に届け出なければなりません。

休止届にご記入いただく休止期間は、原則6か月以内です。引き続き休止する場合は再度休止届を提出する必要があります。（休止届の再提出（延長）は1回のみ、休止期間は、継続前の分と合わせ最大12か月までとなります。）

「廃止・休止・再開届出書」（様式第3号）に必要事項を記入の上、提出してください。

なお、廃止・休止の際は、利用者対応記録表を添付の上、利用者のサービス利用継続に支障がないよう必要な措置を講じてください。

※利用者の利用調整が未整備な場合には、事業者責務を果たしていない（児童福祉法第21条の5の19第4項）として、勧告、命令等を行うこと（児童福祉法第21条の5の23第1項から第3項まで）とされています。

(2) 再開する場合（児童福祉法第21条の5の20）

指定障害児通所支援事業者は、休止した当該通所支援の事業を再開したときは、その日から10日以内に知事に届け出なければなりません。（再開前に届け出ることも可能です。）「廃止・休止・再開届出書」（**様式第3号**）に必要事項を記入の上、提出してください。

6 指定の取消し（児童福祉法第21条の5の24）

都道府県知事は、指定障害児通所支援事業者が児童福祉法第21条の5の24に規定する事項に該当する場合は、指定の取消しを行うことができるとされています。

7 指定の更新（児童福祉法第21条の5の16）

県知事による障害児通所支援事業者等の指定については有効期間が定められており、その期間は6年間とされています。（指定期間は指定通知に記載します。）

このため、指定障害児通所支援事業者等は、6年ごとに指定更新の手続をしなければ、指定の効力を失うこととなります。

指定更新に当たっては、指定申請と同様の手続が必要です。

「**指定更新申請書**」（**様式第1-2号**）は、指定期間満了の前月の末日までに所管の振興局へ提出してください。

（例）指定日が令和3年9月1日の場合

指定期間満了日 令和9年8月31日（6年ごと）

更新申請書提出期限 令和9年7月31日（満了日前月末日まで）

◆同一事業所で指定有効期限が異なるサービスがある場合◆

指定有効期限が最も早いサービスに併せて、すべてのサービスの更新を行うことができます。最も早期に有効期限を終了するサービスと更新日が同一年月日となります。

「同一事業所」とは、多機能型事業所（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）を指します。

8. 問い合わせ・提出先一覧

事業所の所在する地域を所管する振興局健康福祉部総務福祉課（和歌山市の事業所については、和歌山市障害者支援課）に提出してください。

なお、事前協議は所管の振興局にご連絡ください。（児童発達支援センターに関するお問い合わせは 県障害福祉課 電話：073-441-2537までご連絡ください。）

○申請書等提出先

事業所の所在市町村	提 出 先	住 所	電話番号/FAX 番号
和歌山市	和歌山市 障害者支援課	〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地	電話：073-435-1060 FAX：073-431-2860
海南市・紀美野町	海草振興局 健康福祉部総務福祉課	〒642-0022 海南市大野中 939	電話：073-482-5511 FAX：073-482-3786
岩出市・紀の川市	那賀振興局 健康福祉部総務福祉課	〒649-6223 岩出市高塚 209 (那賀総合庁舎)	電話：0736-61-0023 FAX：0736-61-0013
橋本市・かつらぎ町 九度山町・高野町	伊都振興局 健康福祉部総務福祉課	〒649-7203 橋本市高野口町名古曾 927	電話：0736-42-0491 FAX：0736-42-5468
有田市・湯浅町 広川町・有田川町	有田振興局 健康福祉部総務福祉課	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1 (有田総合庁舎)	電話：0737-64-1291 FAX：0737-64-1261
御坊市・美浜町 日高町・由良町 日高川町・印南町	日高振興局 健康福祉部総務福祉課	〒644-0011 御坊市湯川町財部 859-2	電話：0738-22-3481 FAX：0738-22-8751
田辺市・白浜町 上富田町・すさみ町 みなべ町	西牟婁振興局 健康福祉部総務福祉課	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23-1 (西牟婁総合庁舎)	電話：0739-26-7932 FAX：0739-26-7916
新宮市・那智勝浦町 太地町・北山村	東牟婁振興局 健康福祉部総務福祉課	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘 2 丁目 4-8 (東牟婁総合庁舎)	電話：0735-21-9630 FAX：0735-21-9639
串本町・古座川町	東牟婁振興局健康福祉部 串本支所地域福祉課	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向 193	電話：0735-72-0525 FAX：0735-72-2739

IV 各障害児通所支援事業について

1. 児童発達支援

未就学の障害児が日常生活における基本的動作や知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体や精神の状況、その置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

・児童発達支援の指定基準（児童発達支援センター以外）

人 員 基 準	児童指導員 又は 保育士	<p>児童発達支援の単位（同時に、一体的に提供される指定児童発達支援をいう。）ごとに当該支援を行う時間帯を通じて専ら当該支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が以下の必要数以上（1人以上は常勤）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児の数が10までのもの 2人以上 ・障害児の数が10を超えるもの 2人に障害児の数が10を超えて5又は端数を増すごとに1人を加えた数以上 ・機能訓練担当職員、看護職員の数を総数に含めることができる。 ・機能訓練担当職員、看護職員の数を総数に含める場合は、半数以上は児童指導員又は保育士であること。
	児童発達支援管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上（うち1人は専任かつ常勤） ・児童発達支援管理責任者については、児童発達支援計画の作成及び提供した児童発達支援の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、児童発達支援管理責任者と直接支援の提供を行う児童指導員等とは異なる者でなければならない。 <p>責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援計画の作成に関すること。 ・障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。 ・他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
	機能訓練担当職員	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に置く。 (具体的には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員をいう。) ・配置した場合、児童指導員又は保育士の数として算定可。
	看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアを行う場合に置く。 (具体的には、保健師、助産師、看護師、准看護師をいう。) ・配置した場合、児童指導員又は保育士の数として算定可。 ・医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合等には置かないことができる。
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・1人 ・原則として、専ら当該事業所の管理業務に従事する者。 (業務に支障がない場合は、児童発達支援管理責任者など他の職務との兼務可) <p>責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 ・事業所の従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
設備基準		<ul style="list-style-type: none"> ・指導訓練室のほか、支援の提供に必要な設備及び備品を備えること。 ・指導訓練室は、訓練に必要なスペースや必要な機械器具を備えること。

最低定員	<ul style="list-style-type: none"> ・10人以上 ・主として重症心身障害児を通所させる場合は5人以上
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ協力医療機関を定めておくこと。 ・苦情を受け付ける窓口を設置するなど苦情解決に必要な措置を講ずること。

・主として重症心身障害児を通わせる場合の人員基準

人員基準	嘱託医	・1人以上
	看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上 (具体的には、保健師、助産師、看護師、准看護師をいう。)
	児童指導員 又は保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上
	機能訓練担当職員	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上 (具体的には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員をいう。) ・機能訓練を行わない時間帯については配置しないことができる。 ・機能訓練担当職員については、児童発達支援センター及び医療型児童発達支援を除く。
	児童発達支援管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・1人

※心理指導担当職員及び児童指導員の資格要件は＜児童発達支援＞(P.15～) 参照

※資格要件を満たさない直接支援を提供する従業者は「指導員」とします。

「指導員」は基準人員（員数）としての配置をすることはできませんが、児童指導員等加配加算等を算定する際に「その他の従業者」として常勤換算（時間）に含めることができます。

※令和3年4月1日までに指定を受けている事業所が障害福祉サービス経験者の数を児童指導員
又は保育士の総数に含めることができる経過措置は令和5年3月31日までです。

・児童発達支援の指定基準（児童発達支援センター）

人 員 基 準	従 業 者	嘱託医	・1人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・単位ごとに総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ・児童指導員 1人以上 ・保育士 1人以上 ・機能訓練担当職員、看護職員の数を総数に含めることができ、その場合は半数以上が児童指導員又は保育士であること。 ・1人以上 ・障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる。 ・1人以上 ・調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。 ・1人以上 ・機能訓練を行う場合、必要に応じて配置 ・医療的ケアを行う場合置く。 ・医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合等には置かないことができる。 言語聴覚士 (上記の人員に加えて) ・1人以上 看護職員 (上記の人員に加えて) ・1人以上 機能訓練担当職員 ・1人 ・原則として、専ら当該事業所の管理業務に従事する者
		児童指導員及び保育士		
		栄養士		
		調理員		
		児童発達支援管理責任者		
		機能訓練担当職員		
		看護職員		
		主として難聴児を通わせる場合	言語聴覚士	
		主として重症心身障害児を通わせる場合	看護職員	
		管理者	機能訓練担当職員	
設 備 基 準		指導訓練室		<ul style="list-style-type: none"> ・定員は、おおむね10人 ・障害児1人当たりの床面積は、2.47m²以上 ・主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く。
		遊戯施設		<ul style="list-style-type: none"> ・障害児1人当たりの床面積は、1.65m²以上 ・主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く。 ・主として重症心身障害児を通わせる場合は設けないことができます。
		屋外遊戯室、医務室、相談室		<ul style="list-style-type: none"> ・主として重症心身障害児を通わせる場合は設けないことができます。 ・必要なスペースや機械器具を備えること。
		調理室、便所		
		静養室		<ul style="list-style-type: none"> ・主として知的障害のある児童を通わせる場合。
		聴力検査室		<ul style="list-style-type: none"> ・主として難聴児を通わせる場合。
運 営 基 準		その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等。		
		<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ協力医療機関を定めておくこと。 ・苦情を受け付ける窓口を設置するなど苦情解決に必要な措置を講ずること。 		

※心理指導担当職員及び児童指導員の資格要件は＜児童発達支援＞(P.15～) 参照

※資格要件を満たさない直接支援を提供する従業者は「指導員」とします。

「指導員」は基準人員（員数）としての配置をすることはできませんが、児童指導員等加配加算等を算定する際に「他の従業者」として常勤換算（時間）に含めることができます。

2. 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。

人員基準	従業者	児童指導員又は保育士	放課後等デイサービスの単位（同時に、一体的に提供される指定児童発達支援をいう。）ごとに当該支援を行う時間帯を通じて専ら当該支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が以下の必要数以上（1人以上は常勤） <ul style="list-style-type: none">・障害児の数が10までのもの 2人以上・障害児の数が10を超えるもの 2人に障害児の数が10を超えて5又は端数を増すごとに1人を加えた数以上・機能訓練担当職員、看護職員の数を総数に含めることができる。・機能訓練担当職員、看護職員の数を総数に含める場合は、半数以上は児童指導員又は保育士であること。
	児童発達支援管理責任者	児童発達支援管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上（うち1人は専任かつ常勤） ・児童発達支援管理責任者については、放課後等デイサービス計画の作成及び提供した指定放課後等デイサービスの客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、児童発達支援管理責任者と直接支援の提供を行う児童指導員等とは異なる者でなければならない。 <p>責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス計画の作成に関すること。 ・障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。 ・他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
	機能訓練担当職員	機能訓練担当職員	<p>日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に置く。 (具体的には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員をいう。)</p> <p>配置した場合、児童指導員又は保育士として算定可。</p>
	看護職員	看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアを行う場合に置く。 (具体的には、保健師、助産師、看護師、准看護師をいう。) ・配置した場合、児童指導員又は保育士の数として算定可。 ・医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合等には置かないことができる。
	管理者	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・1人 ・原則として、専ら当該事業所の管理業務に従事する者。 (業務に支障がない場合は、児童発達支援管理責任者など他の職務との兼務可) <p>責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 ・事業所の従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
設備基準			<ul style="list-style-type: none"> ・指導訓練室のほか、支援の提供に必要な設備及び備品を備えること。 ・指導訓練室は、訓練に必要なスペースや必要な機械器具を備えること。
最低定員			<ul style="list-style-type: none"> ・10人以上
運営基準			<ul style="list-style-type: none"> ・主として重症心身障害児を通所させる場合は5人以上 ・あらかじめ協力医療機関を定めておくこと。 ・苦情を受け付ける窓口を設置するなど苦情解決に必要な措置を講ずること。

・主として重症心身障害児を通わせる場合の人員基準

人 員 基 準	従業者	嘱託医	• 1人以上
		看護師	• 1人以上 (具体的には、保健師、助産師、看護師、准看護師をいう。)
		児童指導員 又は保育士	• 1人以上
		機能訓練担当職員	• 1人以上 (具体的には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員をいう。) • 機能訓練を行わない時間帯については配置しないことができる。 • 機能訓練担当職員については、児童発達支援センター及び医療型児童発達支援を除く。
		児童発達支援管理責任者	○ 1人以上
		管理者	○ 1人

※心理指導担当職員及び児童指導員の資格要件は＜児童発達支援＞(P.15～) 参照

※資格要件を満たさない直接支援を提供する従業者は「指導員」とします。

「指導員」は基準人員（員数）としての配置をすることはできませんが、児童指導員等加配計算等を算定する際に「その他の従業者」として常勤換算（時間）に含めることができます。

※令和3年4月1日までに指定を受けている事業所が障害福祉サービス経験者の数を児童指導員又は保育士の総数に含めることができる経過措置は令和5年3月31日までです。

3. 保育所等訪問支援

保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害児に対して、当該施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うことにより、保育所等の安定した利用を促進する。（「保育所等」には幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園等を含む。）

人員基準	従業者	<p>訪問支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問支援を行うために必要な数 障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のための専門的な支援の技術を有する者
	児童発達支援管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> 1人以上（専ら当該事業所の職務に従事する者を1人以上） 児童発達支援管理責任者については、保育所等訪問支援計画の作成及び提供した保育所等訪問支援の客観的な評価等の重要な役割を担う者である。 <p>責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所等訪問支援計画の作成に関すること。 障害児又はその家族、訪問先の関係者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> 1人 原則として、専ら当該事業所の管理業務に従事する者 (業務に支障がない場合は、児童発達支援管理責任者など他の職務との兼務可。同一人物が訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者の全てを兼務することは不可。) <p>責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 ○事業所の従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
設備基準		<ul style="list-style-type: none"> 事業運営に必要な広さの専用の区画（事務室等）を設けること。 利用申込の受付、相談等に対応するスペースを確保すること。 支援の提供に必要（感染症予防に関するものも含む）な設備及び備品等を備えること。
最低定員		<ul style="list-style-type: none"> 定員の定めなし
運営基準		<ul style="list-style-type: none"> 苦情を受け付ける窓口を設置するなど苦情解決に必要な措置を講ずること。

4. 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障害児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等ディサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う。

人員基準	従業者	<p>訪問支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 下記の①又は②の基準日以降、障害児について、3年以上の直接支援業務に従事した者 <ul style="list-style-type: none"> ①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格取得後 ②児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後
	児童発達支援管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> 1人以上（専ら当該事業所の職務に従事する者を1人以上） 児童発達支援管理責任者については、居宅訪問型児童発達支援計画の作成及び提供した居宅訪問型児童発達支援の客観的な評価等の重要な役割を担う者である。 <p>責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 居宅訪問型児童発達支援計画の作成に関すること。 障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> 1人 原則として、専ら当該事業所の管理業務に従事する者 (業務に支障がない場合は、児童発達支援管理責任者など他の職務との兼務可。同一人物が訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者の全てを兼務することは不可。) <p>責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 事業所の従業者に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
設備基準		<ul style="list-style-type: none"> 事業運営に必要な広さの専用の区画を設けること。 利用申込の受付、相談等に対応するスペースを確保すること。 支援の提供に必要（感染症予防に関するものも含む）な設備及び備品等を備えること。
最低定員		<ul style="list-style-type: none"> 定員の定めなし
運営基準		<ul style="list-style-type: none"> 苦情を受け付ける窓口を設置するなど苦情解決に必要な措置を講ずること。

V 参考事項

1. 資格要件について

<心理指導担当職員>

学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

<児童指導員の資格（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条）>

児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- ① 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ② 社会福祉士の資格を有する者
- ③ 精神保健福祉士の資格を有する者
- ④ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑤ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目的単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- ⑥ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑦ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑧ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- ⑨ 教職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校的教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの
※養護教諭及び栄養教諭の資格は該当しない
- ⑩ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの

「児童福祉事業」：社会福祉法第2条第2項第2号及び第3項第2号に規定する下記事業をいう。

児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

「従事する」：主たる業務が「直接支援の業務」及び「相談支援の業務」への従事をいう。

「2年以上」とは、2年以上かつ360日以上

「3年以上」とは、3年以上かつ540日以上

児童発達支援管理責任者の要件について

児童発達支援管理責任者は、障害児支援に関する専門的な知識と経験および個別支援計画の作成・評価などの知見と技術が必要であることから、要件は下記の①から③を満たす者とする。

①実務経験要件

実務経験の内容及び年数については、P.18の「実務経験となる業務等別の必要実務経験年数（児童発達支援管理責任者）」を参照。

②児童発達支援管理責任者研修修了者

※研修の内容は、国の定める基準により実施されたものとする。

※平成31年度（令和元年度）より研修の体系が大きく変更されました。（下記参照）

③相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者

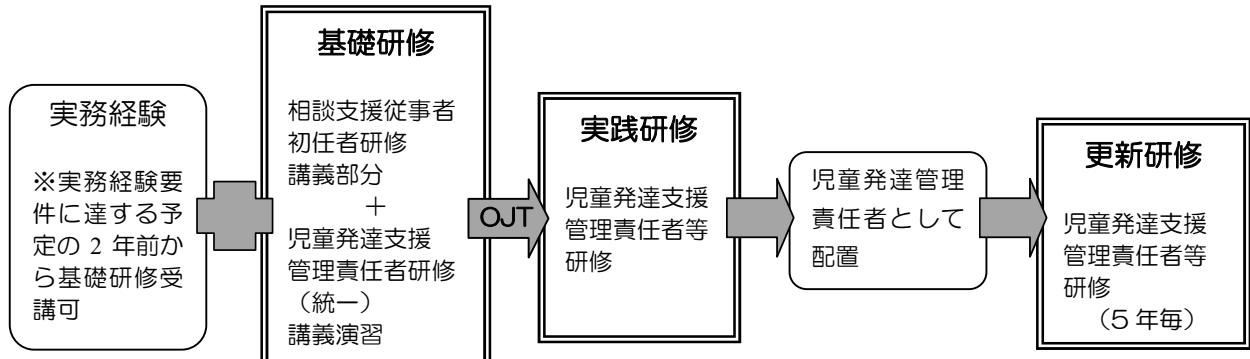
（又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者）

《児童発達支援管理責任者研修及びサービス管理責任者研修体系の改正》

平成31年度（令和元年度）より

改正のポイント

○研修が基礎研修、実践研修、更新研修に分けられます



○研修のカリキュラムを統一し、共通で実施することになります。

従来は児童、地域生活（身体、知的・精神）、就労、介護の分野に分けられていましたが、統一されたカリキュラムで実施されるため、従事する事業所の種別による「分野」に分かれた研修ではなくなります。

平成30年度以前の受講者は、統一カリキュラムを受講したものとみなされます。そのため、いずれかの分野を受講していれば、児童発達支援管理責任者研修を修了したものとなります。（例：介護分野のみの受講者であっても、児童分野の研修修了者とみなされます。）

○直接支援業務による配置に必要な実務経験年数が、10年から8年に緩和されました。（P.18 C 参照）

○基礎研修は、児童発達支援管理責任者等の配置に必要な実務経験年数より2年早く受講できます。

経過措置

○改正前の研修（平成18年度～30年度）受講済の方

令和5年度末（2024年3月末）までは、更新研修受講前でも引き続き児童発達支援管理責任者等として配置することが可能です。（この改正前の研修には、サービス管理責任者研修も含まれます。）

○基礎研修受講時点で配置に必要な実務経験年数を満たしている方

（令和元年度～3年度の基礎研修受講者に限る）

基礎研修修了後3年間は、実践研修を受講していくなくても児童発達支援管理責任者等とみなして配置が可能です。

○基礎研修受講時点で配置に必要な実務経験年数を満たしていない方

（令和元年度～3年度の基礎研修受講者に限る）

基礎研修修了後に配置に必要な実務経験年数を満たした場合は、実践研修前でも児童発達支援管理責任者等とみなして配置が可能です。

配置時の取扱い

配置に必要な実務経験を満たしていない基礎研修修了者は、次の事項が可能です。

- ①2人目の児童発達支援管理責任者として配置
- ②個別支援計画の原案作成

実践研修の受講

受講者の実務経験要件

実践研修受講前5年間に2年以上の相談支援又は直接支援（サービス管理責任者含む）業務の実務経験がある。

更新研修の受講

受講者の要件（次のいずれかに該当する方）

- ①実践研修受講年の翌年度から5年間で2年以上のサービス管理責任者、児童発達管理責任者、管理者、相談支援専門員いずれかの実務経験がある
- ②現に児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者・管理者・相談支援専門員として従事している

改正前（平成18年度～平成30年度）の研修受講者の方は、令和元年度から開催の更新研修1回目に限り「受講者の要件」は求めませんが、2回目の更新研修から「受講者の要件」を満たす必要があります。

※5年間のうち更新研修が受講できなかった場合、児童発達支援管理責任者等としての資格は失効しますが、実践研修を受講すると資格は復活します（基礎研修の受講は不要です）。

実務経験要件（児童発達支援管理責任者）

下記の①から③のうち、いずれかに該当する者（配置に必要な実務経験）

※AからDの期間が重複する場合は、いずれかの期間のみ算定します。

- ① Aの期間とBの期間が通算して5年以上かつ当該期間からEの期間を除いた期間を3年以上である者
- ② Cの期間が通算して8年以上かつ当該期間からFの期間を除いた期間を3年以上である者
- ③ Aの期間とBの期間及びCの期間を通算した期間からEの期間とFの期間を除いた期間が3年以上かつDの期間が5年以上ある者

業務の範囲		実務経験となる業務	実務経験年数
相談支援業務	A	次のアから力に掲げるものが、相談支援の業務（主たる業務として）その他これに準ずる業務に従事した期間	通算5年以上
		ア 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他これらに準ずる事業の従業者	
		イ 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずるもの	
		ウ 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずるもの	
		エ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずるもの	
		オ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、その他これらに準ずる機関の従業者又はこれらに準ずるもの	
		カ 病院若しくは、診療所の従業者又はこれらに準ずる者（①社会福祉主任用資格者、②ホームヘルパー養成研修2級課程相当の研修修了者、③Dの国家資格を有する者、④上記アからオに掲げる従業者及び従業者である期間が1年以上の者に限る）	
直接支援業務	I	障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床、その他これらに準ずる施設の従業者	通算5年以上
	II	障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、その他これらに準ずる事業の従業者又はこれらに準ずる者	
	III	病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所、その他これらに準ずる事業の従業者	
	IV	障害者雇用促進法に規定する特例子会社、助成金受給事業所、その他これらに準ずる施設の従業者	
	V	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、その他これらに準ずる機関の従業者又はこれらに準ずる者	
	B	上記IからVに掲げる施設において、下記1から5の資格を有して直接支援業務に従事した期間	
	1	社会福祉主任用資格を有する者	
控除期間	2	訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者	通算5年以上
	3	保育士	
	4	児童指導員主任用資格者	
	5	精神障害者社会復帰指導員主任用資格者	
	C	上記IからVに掲げる施設において、Bの1から5の資格に該当せず、直接支援業務に従事した期間	通算8年以上
該当者資格	D	医師、歯科技師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	Dの期間が通算5年以上 + A～Cの期間からEとFの期間を控除した期間が通算3年以上
控除期間	E	以下の施設等で従事した期間 ○老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者が相談支援業務に従事した期間 ○Bの1から5の資格に該当する者が、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、障害者雇用促進法に規定する特例子会社、助成金受給事業所で直接支援業務に従事した期間	通算5年以上
	F	Bの1から5の資格に該当しない者が、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、障害者雇用促進法に規定する特例子会社、助成金受給事業所で直接支援業務に従事した期間	

※基礎研修受講には、表の実務経験年数の2年前から受講可能です。

◎相談支援業務

身体上または精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務をいう。

◎直接支援業務

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者の及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務をいう。

◎実務経験について

当該業務に従事した日数についても下記のとおり満たさなければならない。

「3年以上」 3年以上かつ540日以上

「5年以上」 5年以上かつ900日以上

「8年以上」 8年以上かつ1440日以上

2. 児童福祉法に規定する欠格事項について（第21条の5の15第3項一部要約）

- (1) 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
- (2) 当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第21条の5の19第1項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。
- (3) 申請者が、第21条の5の19第2項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害児通所支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (4) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの（※）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
（※）身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、社会福祉法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法、障害者自立支援法
- (6) 申請者が、第21条の5の24第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。
- (7) 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第21条の5の24第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
- (8) 申請者が、第21条の5の24第1項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (9) 申請者が、第21条の5の22第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定期までの間に第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (10) 前号に規定する期間内に第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該事業の廃止の届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (11) 申請者が、指定の申請前5年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (12) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第9号から第12号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(14) 申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第9号から第12号までのいずれかに該当する者であるとき。

※(8)削除

3. 用語の定義等

◆常勤換算方法

当該指定障害福祉サービス事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

◆勤務延べ時間数

勤務表上、指定障害福祉サービス等の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間又は当該指定障害福祉サービス等の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

◆常勤

指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。

◆専ら従事する・専ら提供に当たる・専従

原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間（サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

※兼務とは、勤務している指定障害福祉サービス事業所において、勤務すべき職種以外の職務に同時並行的に従事していることを指す。

◆未就学児等支援区分

非該当

- ・主として重症心身障害児を通わせる事業所において重症心身障害児を支援した場合。
- ・児童発達支援センターでの支援。

区分I

- ・前年度（4月1日から翌年3月31日まで）の延べ利用者のうち、小学校就学前のものの占める割合が70%以上であること。（小数点第2位以下を切り捨て）
- ・多機能事業所の場合は、他の事業（放課後デイサービス等）の利用者は含めず、児童発達支援の報酬を算定している児童の延べ利用人数により算出すること。
- ・新設又は増改築を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績が場合（全くない場合を含む）は、3か月末満の間は開始日から届提出までの間の在籍者数（契約者数）により判定し、3か月以上1年未満の間は、開始日から3か月における利用者延べ人数により算出すること。

区分II

- ・非該当及び区分1の要件に該当しない場合。

◆実務経験と日数換算

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。

例）「8年以上」：8年以上かつ1440日以上

4. 和歌山県条例

○和歌山県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成 24 年 10 月 5 日
条例第 73 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 21 条の 5 の 4 第 1 項第 2 号、第 21 条の 5 の 15 第 2 項第 1 号、第 21 条の 5 の 17 第 1 項各号並びに第 21 条の 5 の 19 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等)

第 3 条 第 1 条の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等は、次条から第 6 条までに定めるもののほか、法第 21 条の 5 の 4 第 2 項、第 21 条の 5 の 15 第 3 項、第 21 条の 5 の 17 第 2 項及び第 21 条の 5 の 19 第 3 項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

(人権擁護)

第 4 条 指定通所支援又は基準該当通所支援(以下「指定通所支援等」という。)の事業を行う者は、指定通所支援等を利用する障害児の人権を擁護するため、指定通所支援等を提供する事業所ごとに、人権擁護推進員を置くとともに、その従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

(非常災害対策)

第 5 条 指定通所支援等(保育所等訪問支援に係るものを除く。以下この条及び次条において同じ。)の事業を行う者は、非常災害対策を推進するため、指定通所支援等を提供する事業所ごとに災害対策推進員を置かなければならない。

(安全管理対策)

第 6 条 指定通所支援等の事業を行う者は、指定通所支援等を利用する障害児の安全管理対策を推進するため、指定通所支援等を提供する事業所ごとに安全管理対策推進員を置かなければならない。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 22 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 23 日条例第 26 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。